

(開示の実施の方法等についての説明)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の5(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)もできます。

事務所(個人情報窓口)における開示の実施を選択される場合は、通知書の5(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、個人情報保護窓口まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3営業日前には個人情報窓口が届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 決定に対する審査請求等

決定に不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法により、審査請求又は取消訴訟を提起することができます。これについて詳しくは、この通知書の「3 不開示とした部分とその理由」の「※」をお読みください。

3 開示の実施について

- (1) 事務所(個人情報保護窓口)における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付するか、基金指定口座への銀行振込を行ってください。郵送料については、写しの送付を希望する保有個人情報の枚数を数えた上で、算出してください。「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、両面コピーか片面コピーをお選びいただけますが、ご指定のない場合は両面コピーとさせていただきます。

(参考) A4版用紙1枚：約4.3g、封筒(定型)1枚：約5g、封筒(定型外)1枚：約20g

4 訂正請求について

開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料される時は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第90条の規定に基づき、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）を請求することができます。請求権者は、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人に限ります。

保有個人情報訂正請求書の様式は、個人情報保護窓口に請求していただくか、又は以下の独立行政法人国際交流基金ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.jpfi.go.jp/j/privacy/>

5 利用停止請求について

開示決定等に基づき開示を受けた保有個人情報、次の各号いずれかに該当すると思料される時は、法第98条の規定に基づき、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に、次の各号にそれぞれ定める措置を請求することができます。請求権者は、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人に限ります。

- (1) 法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、第63条の規定に違反して取り扱われているとき、第64条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき
⇒ 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 法第69条第1項及び第2項又は第71条第1項の規定に違反して提供されているとき
⇒ 当該保有個人情報の提供の停止

保有個人情報利用停止請求書の様式は、個人情報保護窓口に請求していただくか、又は以下の独立行政法人国際交流基金ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.jpfi.go.jp/j/privacy/>

以上

(参考)

個人情報の保護に関する法律（関連部分抜粋）

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（不適正な利用の禁止）

第六十三条 行政機関の長（第二条第八項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下この章及び第百六十九条において同じ。）及び独立行政法人等（以下この章及び次章において「行政機関の長等」という。）は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

（適正な取得）

第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

（次頁に続く）

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。